

佐世保市公告第420号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により令和5年3月31日付け佐世保市公告第118号で公告した佐世保農業振興地域整備計画を、同法第13条第1項の規定により変更するので、同法13条第4項において準用する同法11条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画の案に変更理由書を添えて次のとおり縦覧に供する。

なお、当市の住民は、縦覧期間終了の日までに縦覧に供した農業振興地域整備計画の案について市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和7年12月1日

佐世保市長 宮島 大典



- 1 佐世保農業振興地域整備計画の案の縦覧期間
自 令和 7年 12月 2日
至 令和 8年 1月 5日
- 2 佐世保農業振興地域整備計画の案に対する異議申立期間
自 令和 8年 1月 6日
至 令和 8年 1月20日
- 3 佐世保農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
佐世保市八幡町1番10号
佐世保市役所農政課

(以 上)